以14年11月12日

「目26番1号 し19 3 日里 - 式会社 取締役4長 井 田 義 則

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよるこび申しあげます。 さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なに とぞご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当

BIE

号議案 取締役 2 名選任の**4** 

以

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出く ださいますようお願い申しあげます。

# 議決権の行使についての参考書類

1.総株主の議決権の数

1,266,738個

- 2. 議案および参考事項
  - 第1号議案 資本減少の件
    - 1.資本減少の理由

#### 2. 資本減少の内容

#### (1)減少すべき資本の額

本総会に先立って開催される取締役会および本総会において決議される各優先株式の発行ならびに上記取締役会において決議される普通株式の発行により、当社現在の資本の額90,329,884,442円は145,374,924,442円に増加することが予定されております。かかる資本の増加は本議案による資本減少に先立って効力が発生することが予定されており、本議案はかかる資本増加の効力発生を前提条件としているため、現在の資本の額ではなく、かかる新株発行によって増加した後の資本の額を基準とし、それからの減少を決議していただくものです。つきましては、当社の資本の額145,374,924,442円を89,829,884,442円減少させ、55,545,040,000円といたします。

#### (2) 資本減少の方法

払戻しを行わない無償の減資とします。その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

#### 第2号議案 資本準備金および利益準備金減少の件

#### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1.変更の理由

(1) 「新3カ年計画」の実行のために当社が受ける支援の一つである借入 金の株式化(デットエクイティスワップ)1,000億円にかかわる下記 内容の優先株式の発行に備えるため、所要の変更を行いたいと存じま す。

優先株式は、 種、 種、 種ならびに 種の4種類とし、その授権枠をそれぞれ3,750万株、3,750万株、2,500万株ならびに2,500万株とします。(変更案第5条)

普通株式ならびに各種優先株式の1単元の株式の数は、1,000株とします。(変更案第6条)

種優先株式の優先配当の上限は、1株につき年80円を上限とし、 未払配当金は累積せず、参加条項もないものとします。(変更案第12 条 - 2第1項)

種優先株主または 種優先登録質権者に対する中間配当は、行わないものとします。(変更案第12条 - 2 第 2 項)

種優先株主または 種優先登録質権者に対する残余財産の分配については、一定の金額までの優先権がありますが、それ以上の分配は行わないものとします。(変更案第12条 - 2 第 3 項)

種優先株式を、将来買い受け、消却するための償還条項を設けます。(変更案第12条 - 2 第 4 項)

種優先株主は、無議決権株主とします。(変更案第12条 - 2第5項)

種優先株式については、株式の併合または分割、新株引受権の付 与等は行わないものとします。(変更案第12条 - 2第6項)

種優先株式は、普通株式への転換予約権付株式とします。(変更案 第12条 - 2 第 7 項)

種優先株式は、普通株式への強制転換条項付株式とします。(変更 案第12条 - 2 第 8 項)

種優先株式の定款規定の内容は、 種優先株式の規定を準用します。(変更案第12条 - 3)

種優先株式の定款規定の内容は、 種優先株式の規定を準用します。(変更案第12条 - 4)

種優先株式の定款規定の内容は、 種優先株式の規定を準用します。(変更案第12条 - 5 第 1 項、第 2 項)ただし、 種優先株式に関

しては参加条項を付すものとします。(変更案第12条 - 5第1項)

- 5 -

現	行	定	款	変	更	案
第6条(	単元の株	式の数)		第6条(1	単元の株式の数)	
本会社の1単元の株式の数は、1,000				本会社の	普通株式ならびに	種優先株
株とする。				式、 租	優先株式、種優先	先株式およ
			び 種優	<u> 優先株式の</u> 1単元の	)株式の数	
				は、 <u>それ</u>	<u>ぞれ</u> 1,000株とする	0
	(新	設)		<u>第</u>	32章の2 優先株式	<u>‡</u>
	(新	設)		第12条 - 2	(種優先株式)	

本会社の発行する 種優先株式の内容 は、次のとおりとする。

### 1.( 種優先配当金)

本会社は、第41条に定める株主配当 を行うときは、 種優先株式を有す る株主(以下 種優先株主とい う。) または 種優先株式の登録質 権者(以下 種優先登録質権者とい う。)に対し、普通株式を有する株 主(以下普通株主という。)または 普通株式の登録質権者(以下普通登 録質権者という。)に先立ち、 種 優先株式1株につき年80円を上限と して、発行に際して取締役会の決議 で定める額の株主配当金(以下 種 優先配当金という。)を支払う。 ある営業年度において 種優先株主 または 種優先登録質権者に対して 支払う株主配当金の額が 種優先配 当金の額に達しないときは、その不 足額は翌営業年度以降に累積しな

現	行	定	款	变	更	案
				3. ( 種優先株主に対する残余財産の		
				<u>分</u> 酉	(5	
				本会社	土の残余財産の分配	をするとき
				<u>は、</u>	種優先株主または	種優先登
				録質権	権者に対し、普通株	主または普
				通登録	<sup>录</sup> 質権者に先立ち、	種優先株
					*につき800円を支払	
					優先株主または 種	
					こ対しては、前記の	ほか残余財
					分配は行わない。	
				_ `	重優先株式の消却)	
					生は、いつでも 種	
					受け、これを株主に	
					<u> </u>	額により消
					ることができる。 ま原生性もの苦は佐	,
					重優先株主の議決権	_
					<u>憂先株主は、株主総</u> 産を有しない。	会にのいし
					<u> </u>	たけ公割
					<sub>単度几体氏の併占よ</sub> 未引受権等)	/CI&刀 刮、
					<del>N                                    </del>	ス提合を除
					<u> </u>	
					<u>- 程度光体がにって.</u> とは分割は行わない。	
					生は、 種優先株主	_
					をまたは新株予約権	
					的権付社債の引受	
				l 1 <sub>0</sub>		
				7. ( 利	重優先株式の転換予	約権)
					<del>g九林工は、光门に</del> D決議で定める転換	
					<u>り八歳で足りで報味</u> 明間中、当該決議で	-
					#で 種優先株式の	
					やな請求することが、 ないでは、ことが、	
				TAJ	, _ , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

現行 定款 変更 案

8. ( 種優先株式の強制転換条項) 転換を請求し得べき期間中に転換請

現 行 定 款	变更	 案
---------	----	-------

現	行	定	款	变	更	案

種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株主または普通登録質権者に対して、種優先配当金と同額にいたるまで株主配当金を支払うことができ、さらに残余利益について株主配当金を支払うときは、種優先株主または種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1株につき同額の金額を支払う。

#### 2. (準用条文)

第12条 - 2第2号ないし第9号の規

・GMLが所有する当社普通株式619,017,000株を本総会後に当社が取得し、消却すること、さらに本総会後に同社に対し90,090,000株の第三者割当増資を行うこと、ならびに本総会後の第三者割当増資にかかわる優

## 第4号議案 取締役2名選任の件

GM社ならびに株式会社みずほコーポレート銀行から取締役の派遣を受け、経営管理体制の一層の強化を図るため、新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、取締役高山忠臣氏は、平成14年10月25日をもって辞任されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴お	所有する当社 の 株 式 の 数		
•		1979年 5 月	ゼネラル モーターズ コーポ レーション入社		
		1995年8月	ゼネラル モーターズ アルゼン チン マネージング ディレク ター		
		2000年1月	· ゼネラル モーターズ アジア		
	ベイジル エヌ ド ロ ッ ソ ス		パシフィック(ピー ティー イー)リミテッド エグゼク ティブ ディレクター, サウス		
1	(1948年 2 月25日生) (昭和23年)		イースト アジア アンド イン ディ 6		